

高松高等裁判所 平成 29 年(ラ)第 100 号

伊方原発 3 号炉運転差止仮処分命令申立却下決定に対する即時抗告事件

抗告人 須藤 昭 男 外 9 名

相手方 四国電力株式会社

即時抗告理由補充書3
(ミサイル攻撃の危険性)

2018(平成 30)年 1 月 31 日

高松高等裁判所 第 2 部 御中

抗告人ら代理人

弁護士 薦田伸夫

弁護士 河合弘之

弁護士 東俊一

弁護士 海渡雄一

弁護士 高田義之

弁護士 青木秀樹

弁護士 今川正章

弁護士 只野靖

弁護士 中川創太

弁護士 甫守一樹

弁護士 中尾英二

弁護士 井戸謙一

弁護士 谷脇和仁

弁護士 中野宏典

弁護士 山口剛史

弁護士 鹿島啓一

弁護士 定者吉人

弁護士 足立修一

弁護士 望月健司

弁護士 端野真

弁護士 松岡幸輝

弁護士 橋本貴司

弁護士 能勢顯男

弁護士 山本尚吾

弁護士 胡田敢

弁護士 高丸雄介

弁護士 前川哲明

弁護士 南拓人

弁護士 竹森雅泰

弁護士 東 翔

弁護士 大河陽子

内容

1. はじめに.....	2
2. 北朝鮮のミサイルをめぐる情勢.....	3
3. 日本政府の対応.....	5
4. ミサイル迎撃体制の不確実性.....	8
5. ミサイル攻撃された場合の原発重大事故の発生の態様.....	10
6. 想定される相手方の弁解とそれへの批判.....	12
7. 被害の巨大性と原告人が受ける被害.....	18
8. 避難の可能性.....	20
9. 保全の必要性（緊急性） エラー! ブックマークが定義されていません。	
10. 結論.....	21

1. はじめに

現在、朝鮮半島をめぐる情勢が緊迫し¹、朝鮮民主主義人民共和国（以下、「北朝鮮」という）によるミサイル攻撃の危険性が高まっているとして、日本政府はその危険性を公式に認定し、ミサイルに対する破壊措置命令²を常時発令している。

本書面において、北朝鮮のミサイルにより四国電力伊方原子力発電所3号炉（以下、本件原発という）が攻撃を受けた場合、原告人らを含む日本国民が被る損害は甚大かつ致命的であるため、本件原発の運転は中止しておくべきであることを主張する。

¹ 甲B527号証内閣官房国民保護ポータルサイトA1「北朝鮮は過去に例を見ない頻度で弾道ミサイルを発射」「政府としてはいかなる事態にも対応することができるよう緊張感をもって」

² 「弾道ミサイル等が我が国に飛来するおそれがあり、その落下による我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止する必要がある」と認め、自衛隊法82条の3第1項に基づき、自衛隊の部隊に対して、我が国に向けて現に飛来する弾道ミサイル等を我が国領域又は公海の上空において破壊する措置をとるべきことの命令

2. 北朝鮮のミサイルをめぐる情勢

北朝鮮は最近、以下のとおり、ミサイルの実験を繰り返している³。

2016年	2月7日	長距離弾道ミサイル発射
	6月22日	中距離弾道ミサイル「ムスダン」発射に初めて一定程度成功
	8月3日	中距離弾道ミサイル「ノドン」が秋田県沖の日本の排他的経済水域（EEZ）内に落下
	8月24日	潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）発射
	9月5日	中距離弾道ミサイル「スカッドER」とみられる3発を同時発射、日本のEEZ内落下
2017年	1月1日	金正恩朝鮮労働党委員長、大陸間弾道ミサイル（ICBM）発射実験準備が「最終段階」と表明
	2月12日	新型中距離弾道ミサイル発射
	3月6日	スカッドER4発を同時発射、3発が日本のEEZ内に落下
	3月22日	元山から弾道ミサイル発射、直後に爆発
	4月5日	新浦から弾道ミサイル発射、失敗
	4月16日	新浦から弾道ミサイル発射、直後に爆発
	4月29日	北倉から弾道ミサイル発射、韓国軍は失敗との見方
	5月14日	亀城から新型中距離弾道ミサイル発射
	5月21日	亀城から新型中距離弾道ミサイル発射
	5月29日	元山からスカッドER発射、450km飛行し日本のEEZに落下
	7月4日	パンヒョンから米本土を射程に収めるとされるICBMを発射、933km飛行し日本のEEZに落下
	7月28日	ICBMを発射、約45分間飛行し、奥尻島の約150km離れた地点に落下
	8月26日	キッテリョン付近から、飛翔体3発を発射
	8月29日	北海道襟裳岬上空を通過する弾道ミサイルを発射
	9月15日	中距離弾道ミサイル「火星12型」発射
11月29日	新型ICBM「火星15号」発射 アメリカ本土を攻撃できる核弾頭を搭載可能と宣言	

³ 甲B528号証毎日新聞2017年5月15日号の発射一覧表、甲B529号証産経新聞2017年5月22日号「北 弾道ミサイル発射」の発射一覧表、甲B530号証産経新聞2017年5月30日号

その性能は文字どおり日進月歩しており、日本全土は勿論グアム、ハワイなど米国の領内も射程距離に入った⁴。日本の領土には発射後約10分⁵で着弾する⁶。ミサイルの数は増え⁷、発射場所の隠蔽は巧みになり、固体燃料化（事前準備時間が短い）も進み⁸、発射装置の移動も機動性を増し⁹、多数同時発射も可能とし、¹⁰超高度軌道（ロフテッド軌道）¹¹も（いずれも撃墜困難につながる）¹²成功した。

このような北朝鮮の挑発もしくは威嚇に対し、米、韓、日、中各国は警戒を強め、様々な方法（輸入・輸出の制限、軍事演習、警告など）で圧力をかけ、制止しようとしているが、北朝鮮はむしろ圧力がある度に反発してミサイル発射を繰り返し、穏健化する兆しは全く見られない。

ちなみに、北朝鮮の軍事力、特にミサイルは強化が進んでいる。その状況は「北朝鮮の軍事力と自衛隊」¹³のとおりである。

2017年7月4日、北朝鮮は新たにミサイルを発射した。それは米国本土に達する危険がある高性能なものであった。米国政府もこれをICBM（大陸間弾道弾）と認定した。米国本土に達し得ることを国として公式に認定したのである。そして、レッドライン（超えてはならない一線）を超えたと認定した。それは、

⁴ 甲B531号証毎日新聞2017年5月15日号「北朝鮮 高度2000キロミサイル」、甲B532号証朝日新聞2017年5月16日号「ミサイル ハワイも射程に」

⁵ 甲B527号証内閣官房国民保護ポータルサイトA4「約10分後に…沖縄上空…」

⁶ 甲B533号証産経新聞2017年5月15日号「日本着弾まで10分以内」

⁷ 甲B534号証産経新聞2017年5月23日号「北極星2」量産指示 正恩氏「成功、百点満点だ」

⁸ 甲B529号証産経新聞2017年5月22日号「液体燃料に比べ発射に時間のかからない固体燃料を導入」「事前探知や迎撃が難しい」

⁹ 甲B535号証産経新聞2017年5月22日号「米本土と在日基地を射程」「飛距離・奇襲性を使い分け」「道路以外も走行できる無限軌道型の移動式発射台に搭載して、どこからでも発射でき、発射の兆候をとらえにくい」「コールドローンチ…発射を探知しにくい」（いずれも前兆把握困難につながる）

¹⁰ 甲B536号証毎日新聞2017年5月16日号社説「複数のミサイルを同時発射…迎撃を難しくする」

¹¹ 甲B531号証「迎撃が難しく」

¹² 甲B537号証読売新聞2017年5月16日号「ロフテッド対策急ぐ」「落下速度が速く迎撃困難」

¹³ 甲B538号証「北朝鮮の軍事力と自衛隊」半田滋作成

米国が北朝鮮に対して軍事的措置を取るかもしれないということの意味する。万一そのようなことになれば、北朝鮮の報復攻撃が日本にある原発や米軍基地に向けられる恐れがある。日・米・朝の間の緊張は新たな段階に入ったとされている。まさに目が離せない状況になってきたのである（甲B540の1ないし5）。

2017年7月28日午後11時42分頃、北朝鮮は新たにミサイルを発射した。ICBM（大陸間弾道弾）としては2回目である。それは、約45分間飛行し、高度は3,500km（日本国土の全長より長い）、飛行距離は約1,000kmのロフテッド軌道を取り、日本領土たる奥尻島のわずか150kmに落下した。軌道が通常軌道をとったとすると、最大射程は5,500km～10,000km（ニューヨークも射程に入る）に達し、米国本土を射程に収めた可能性があるとされる。

その後も、北朝鮮は、昨年8月26日（甲B541）、8月29日（甲B542）、9月15日（甲B543）にもミサイル発射を繰り返し、昨年11月29日には、新型ICBM「火星15号」発射に成功し、アメリカ本土を攻撃できる核弾頭を搭載可能と宣言した（甲B544）。

3. 日本政府の対応

日本政府は、かねてより北朝鮮のミサイルによる危険の緊迫性を深刻にとらえ¹⁴、「弾道ミサイル等が我が国に飛来するおそれがあり、その落下による我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止する必要がある」と認め、自衛隊法82条の3第1項または第3項に基づき、自衛隊の部隊に対して、我が国に向けて現に飛来する弾道ミサイル等を我が国領域又は公海の上空において破壊する措置をとるべきことの命令（以下、「破壊措置命令」という）を発した。

当初は発射が予想されるごとに同命令を発したが、それでは時間的に間に合わ

¹⁴ 甲B539号証内閣総理大臣安倍晋三答弁書平成26年11月25日付「特に北朝鮮の核・弾道ミサイル開発は我が国に対するミサイル攻撃の示唆等の挑発的言動とあいまって、我が国の安全に対する重大かつ差し迫った脅威となっていると認識している」

ないことが明らかになったため、平成28年（2016年）8月8日からは常時発令（3ヶ月毎の更新）となり、今日に至っている¹⁵。

弾道ミサイルが我が国に飛来するおそれなくなったときは、破壊措置命令は失効させられる（同条第2項による解除または第3項による期間満了により）が、現時点では失効していないし、失効となる見通しは全くない。緊張状態は当分続くと考えられるからである。破壊措置命令が常時発令されているということは極めて重要である。これは、弾道ミサイルが我が国に飛来し、人命又は財産に対し、被害が発生するおそれが常に存在しているという政府の認識の正式（公式）の表明だからである。

政府は国民に対して警告を発し、ミサイルが発射されたときに備えて、Jアラート及びエムネットというシステムを構築している¹⁶。Jアラートとは全国瞬時警報システムのことであり、エムネットとは緊急情報ネットワークシステムのことである。

Jアラートは現に4回作動した¹⁷。2012年12月、2016年2月、2017年8月29日、同年9月15日に北朝鮮がミサイルを発射したときである。

しかし、これらはいずれも北朝鮮が発射日時、落下予定海面を事前に国際海事機関に予告していた。日本及び米国サイドは警戒して注視していた。だからこそ発射後4～6分で認識し、Jアラートを発することができた。その他の発射ケースで日本政府が日本領土・領海着弾又は通過前に北朝鮮のミサイル発射を発表したことはない。それほどミサイル発射を早期かつ的確に認知することは難しいの

¹⁵ 甲B545号証の1乃至24朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、産経新聞、東京新聞、中日新聞、日本経済新聞の各紙が「破壊措置命令の常時発令」「現在も」との完全に同じ内容の報道をしている。よって、この事実は「公知の事実」である

¹⁶ 甲B546号証読売新聞2017年5月11日号「北ミサイル 発射数分で自動通知」、甲B547号証読売新聞2017年5月6日号「Jアラート避難に生かす」

¹⁷ 甲B548号証日本経済新聞2017年5月6日号「北朝鮮によるミサイル発射 鉄道有事対応ルール化へ」、甲B527号証内閣官房国民保護ポータルサイトA2「政府からJアラートにより情報伝達があった場合は…」、A3「平成28年2月7日及び平成24年12月12日に…Jアラート…」

である¹⁸。2017年4月29日には東京メトロがNHKの北朝鮮ミサイル発射情報によって10分間停止した¹⁹。北陸新幹線も同様である²⁰。

2017年7月28日の2回目のICBM発射後、北朝鮮の朝鮮人民軍戦略軍は2017年8月8日付声明で米軍基地のあるグアムをミサイルで包囲射撃することを検討中と発表し、続いて北朝鮮はそのミサイルは島根県、広島県、高知県の上空を通過すると警告した。なぜか伊方原発のある愛媛県は指名から除かれていた。しかし、防衛省は上記4県にある自衛隊基地に迎撃ミサイルPAC3を移動させた。ただし、PAC3の射程は僅か約20kmなので本件伊方原発や高浜原発の防衛には寄与しない。

北朝鮮のグアム攻撃示唆はトランプ大統領を激昂させ「炎と怒りに直面する」との過激な発言となった。北朝鮮はそれに強く反発し、脅し合いは止まるところを知らない。衝動的な軍事行動に対する危惧が高まっている。

また、日本に対しても北朝鮮は「決心さえすれば一瞬で（日本を）焦土化できる」と脅している（甲第549号証の1乃至甲第549号証の4）。

2017年9月11日、国連安全保障理事会は、北朝鮮への制裁決議を全会一致で採択した。しかし、北朝鮮によるミサイル威嚇は止まない。北朝鮮のミサイルは、グアムに届く能力を備えている。

原発立地地域の首長は原発が攻撃対象になるのではないかと危惧しており、同様に、原発立地地域の住民は、北朝鮮のミサイル攻撃を心配している。

日本がミサイル迎撃能力が無いことは前述したが、例えば、米国が攻撃を受け

¹⁸ 甲B550号証DIAMOND online 2017年5月11日号「Jアラートの警報は北朝鮮ミサイル落下に間に合わない」田岡俊次「機能した過去2回は北朝鮮の事前通告があった」「どこに向かうかすぐには分からず警報出しても、間に合わず」、甲B551号証平成28年版防衛白書第2節朝鮮半島1北朝鮮6頁「地下施設が存在する・・・TEL (Transporter-Erector-Launcher) に搭載され移動・・・その詳細な発射位置や発射のタイミングなど・・・を事前に把握することは困難」

¹⁹ 甲B552号証東京新聞2017年4月30日号「メトロ一時ストップ」

²⁰ 甲B553号証読売新聞2017年4月30日号「北陸新幹線も緊急停止」、甲B554号証朝日新聞2017年5月15日号「ミサイル 列車どうする」

ていない段階でも、集団的自衛権の行使として、日本が北朝鮮のミサイルを迎撃すれば、北朝鮮への攻撃として戦争の引き金になり得るなど、戦争の恐れが高まっている。

米大統領は、国連の一般討論演説で北朝鮮を非難し、日本人拉致問題に触れるなど、米国と日本は一体の関係にあるとの印象が強まっている。他方、安倍首相は、9月20日に国連総会の一般討論演説で、世界に対する北朝鮮の脅威はかつて無く重大で眼前に差し迫っているものだと述べ、北朝鮮に対する圧力強化を呼びかけ、米国の立場を一貫して支持すると述べるなど、世界に対して日本は米国と一体という関係であると印象づけている。

これに対して、9月23日に、北朝鮮の李外相は、国連総会で一般討論演説を行い、米国とその追従国への強硬姿勢を鮮明にしている。

さらに、9月27日、英国のシンクタンク「英国王立防衛安全保障研究所」副所長が、ミサイル攻撃を繰り返す北朝鮮と米国の間で戦争が現実起きる可能性があるとの見方を示している。

日本にはミサイルの標的となる原発と米軍基地がある。朝鮮労働党幹部は、日本に対しては、第1に首都圏の横須賀基地、第2に在日米軍基地、第3に原発にロケットの狙いを定めていると述べている（甲B555の1ないし2）

4. ミサイル迎撃体制の不確実性

我が国のミサイル迎撃体制は二段構えになっている²¹。第1段階として、イージス艦に搭載された迎撃ミサイル「SM3」によって²²、約500kmの高度（大気圏外）で迎撃し、それで撃ち漏らしたときに、第2段階として地対空誘導弾「PAC3」が地上10数kmで撃ち落とすことになっている。しかし、我が国にはイー

²¹ 甲B556号証読売新聞2017年5月13日号「SM3…PAC3…二段構え」

²² 甲B537号証読売新聞2017年5月16日号「弾道ミサイル迎撃のイメージ」「二段構えだ」

ジス艦は4隻しかなく²³、船の性質上（修理、点検、訓練が必要）輪番制をしかざるを得ず、日本海に置けるのは常時3隻とされ、その不足が指摘されている。

また、PAC3も34機（PAC2との混載で）しかなく²⁴、全原発をカバーしきれしていない。しかもPAC3は本件原発の近傍に配備されていない²⁵。イージス艦のSM3もPAC3も不十分であることは明らかである²⁶。

政府もその不十分性を認識しており、陸上型イージス（イージスアショア）を加えて三段構えにする案も検討しているが、それがいつ完成するかは定かではない²⁷。

しかも、北朝鮮はミサイルの同時多発発射も可能とした。同時又は繰り返して多数のミサイルが飛来するときに、それらをもれなく撃墜することはほとんど不可能と考えるべきである²⁸。

また、北朝鮮は最近約2000km高度の弾道をとることに成功した。このロフテッド軌道をとるミサイルは超高速で真上から落ちてくるので、迎撃がより困難とされる²⁹。

²³ 甲B557号証読売新聞2017年5月2日「イージス艦…現在の4隻から8隻とする方針」

²⁴ 甲B538号証「北朝鮮の軍事力と自衛隊」半田滋作成のパワーポイント22頁

²⁵ 甲B558号証平成26年11月17日山本太郎議員による質問主意書質問10記載の徳地秀士防衛省防衛政策局長答弁

²⁶ 甲B559号証HARUKAZE2017年4月5日号に詳しい。SM3は「高速で大気圏外を飛翔するミサイル弾頭に、迎撃弾を直撃させるという非常に難易度の高い迎撃となるため、100%成功するとは言い切れません」「PAC3は…その防衛範囲は狭く、…（半径）約20kmの範囲、それも扇形」「PAC3は…迎撃弾と対象の相対速度が非常に速く、迎撃そのものの難易度も高く」

²⁷ 甲B556号証読売新聞2017年5月13日号「ミサイル防衛新装備 政府調整 陸上型イージス」「実際の導入は数年後」

²⁸ 甲B560号証日本経済新聞2017年5月17日号「防衛省幹部は…PAC3など…では迎撃は難しいと」「2発目以降を確実に撃ち落とせるとは限らない」

²⁹ 甲B561号証日本経済新聞2017年5月15日号「ロフテッド軌道迎撃困難」「従来の対応で十分かとの懸念…（防衛省幹部）」、甲B562号証朝日新聞2017年5月16日号「ミサイル技術進展に警戒」「迎撃困難の見方も」「防衛省幹部は落下速度が速く、BMD（弾道ミサイル防衛）による迎撃が困難と」、甲B563号証産経新聞2017年5月16日号「北 新型ミサイル成功」、甲B537号証読売新聞2017年5月16日号「ロフテッド対策急ぐ」「現状のミサイル防衛態勢では迎撃が容易ではない」、甲B560号証

いずれにせよ、北朝鮮から飛来するミサイルを完全に撃墜することはほとんど不可能である。

そのことは政府も認めており³⁰、だからこそ、撃ち漏らしたときに備えて、Jアラートなどの国民避難システムを構築しているのである。日本の領土外で100%撃墜できるという確信があれば、政府は国民に避難への備えを呼びかける必要はないからである。

そもそも中・長距離ミサイル（射程1,000km以上。日・朝間は1,000km以上）について、ミサイル迎撃ということは歴史上実戦で実行されたことがない。訓練、演習があるのみである。訓練や演習は予めミサイル発射が分かっている。それでさえ、SM3の実験では25%を撃ち漏らしているという³¹。我が国の北朝鮮ミサイル迎撃体制が完璧でないことは公知の事実と言ってよい。

5. ミサイル攻撃された場合の原発重大事故の発生の態様

稼働中の原発が弾道ミサイル等によって攻撃され破壊された事例はない。したがって、その機序を具体的に詳細に想定することは困難である。しかし、場合分けをして、ある程度想定することは可能である。それについては昭和59年（1984年）2月に財団法人日本国際問題研究所が作成した「原子炉施設に対する攻撃の影響に関する一考察」（甲A185号証）が参考になる。これは30年以上も前の文書だが、日本の原発は40年間、基本的な構造は変わっておらず、かつその後同種の研究は他に行われていないので、現に有効性、通用力を持つものである³²。

シナリオとしては、第一に全電源喪失がある。これが最も確率の高いシナリオで

日本経済新聞2017年5月17日号「自民党の会合で…迎撃には限度」

³⁰ 甲B558号証平成26年11月17日山本太郎議員による質問主意書質問10「石破茂防衛庁長官（当時）が…日本海側にはずらっと原発が並んでいるわけで…そこへ落ちたらどうなるの…、現在のところ安全だということになっています…」 「通常弾頭でも十分に脅威となり得る」その他前掲の防衛省幹部の発言等

³¹ 甲B550号証DIAMOND online 2017年5月11日号「野球の練習で「センターフライ、行くぞ」と叫んで取らせる「シートノック」同然だ。実戦ではありえない最良の条件の下での成績を基準に防衛戦略…を考えるのは冗戯に類する」

³² 甲B564号証朝日新聞2011年7月31日号「原発攻撃 極秘に予測」

ある。このことは東京電力福島第一原発事故によって明らかになった。原発は全て電気によって運転される。したがって、原子炉（圧力容器）や格納容器が直撃されなくても、全電源を喪失すれば容易に炉心溶解に至るのである。世界中のテロリストは既にそのことを知っている。北朝鮮も然りである。ミサイルの破壊力は衝突の衝撃力と搭載されている爆弾の爆発力によってもたらされる。

ミサイルの速度は約15～20マッハ（音速）（秒速約7km）といわれている³³から、衝撃力は極めて高く、爆発力も強力である。火薬を入れる弾頭の重量は500kgといわれている³⁴。それが本件原発もしくはその周辺に着弾した場合、外部電源の導入電線、変電設備、余熱除去系の海水ポンプ及びそれへの電線、その他所内の長大な電線及び配管、脆弱な補機建屋内もしくはむき出しに置かれている冷却系システム、非常用ディーゼル発電機等々の全部もしくは一部が破壊される確率は高い³⁵。

そうなると原子炉が緊急停止（スクラム）してもそれに続く高い崩壊熱を冷却することができず、燃料棒がメルトダウン、メルトスルーし、東京電力福島第一原発事故のようになるのである。しかも現場は火災、破壊状態となり、また次なる攻撃に対する恐怖も支配するので、鎮圧作業は困難を極めるであろう。

第二に考えられるシナリオは格納容器破壊である。北朝鮮のミサイルの精度は「7メートルの誤差」の実績があると北朝鮮は主張している³⁶から格納容器直撃のおそれは十分にある。格納容器の壁は厚い鉄筋コンクリートでできているので、ミサイルの衝突力だけでは貫通されることはないという見解がある。しかし、その衝突力にミサイルに搭載された爆弾の爆発力を加算すると破壊されるおそれがある。

³³ 甲B532号証朝日新聞2017年5月16日号「速度はマッハ24」

³⁴ 甲B532号証朝日新聞2017年5月16日号「弾頭重量を500キロと推定」

³⁵ 甲B565号証「軍事攻撃されると原発はどうなるか」藤岡惇著「屋外にあるこれらの機器は、小さな通常爆弾でほとんどが破壊されるか、機能停止に至るであろう」（4頁上段）

³⁶ 甲B566号証産経新聞2017年5月31日号

また、屋根・天井は構造計算上、壁のように重くすることができないので脆弱である（福島原発では水素爆発で原子炉建屋の屋根が吹き飛んだことを想起されたい。）。

格納容器が破壊されると格納容器内外の電線や配管が破損し、余熱除去系の機能喪失やLOCA（冷却材喪失事故）となり、メルトダウンとなるおそれがある。また、爆発時に格納容器の破片が圧力容器を損傷して、余熱除去系の機能喪失やLOCAなどを引き起こすおそれもある。

メルトダウンが起きた場合、すでに格納容器は破損しているので、放射性物質は直ちに、あるいは比較的速やかに大気に放散されることになる。

第三のシナリオは、原子炉（圧力容器）直撃である。この場合の恐ろしさは分析するまでもない。原子炉内の燃料棒内の放射性物質は直ちに大量に放出される。原子炉建屋も格納容器も大きく貫通されているのだから、当然のことである。

なお、最近の知見でも中東の実例から高性能爆弾を搭載したミサイルによれば原子炉本体を破壊できることは明らかとする³⁷。

6. 想定される相手方の弁解とそれへの批判

別事件において、電力事業者が行っている弁解と、それに対する批判を行う。

- (1) 新規制基準の審査項目はミサイル攻撃を想定していない。電気事業者が対処すべき、対処できる問題ではない。

電力事業者が対処できる問題ではないことは確かにそのとおりである。政府も国会でその主旨の答弁をしている³⁸。行政法上の問題としてはそのとおりで、電気事業者が自ら迎撃装置を備えることはできないし、そのようなことを再稼働の許可基準に入れることはできないであろう。

³⁷ 甲B565号証「軍事攻撃されると原発はどうなるか」藤岡惇著2頁後段3頁上段「これらの事例を見ると、高性能爆弾（あるいはこれを搭載したミサイル）を使えば、原子炉本体を破壊できることは明らかだ」

³⁸ 甲B539号証平成26年11月25日内閣総理大臣安倍晋三答弁書質問11, 12に対する回答

しかし、ミサイル攻撃による原発重大事故の危険は現に存在し、本件仮処分においては原告人はそれを理由に人格権に基づく差止を請求しているのであって、新規制基準が不十分とか、それへの適合性審査が違法であると主張しているのではない。行政法上の問題（端的に言えば、再稼働許可の適法性）と民事法上の問題（人格権侵害のおそれと緊急性）を混同してはならない。行政法上の審査をパスしていても、人格権を侵害するものは停止させなければならない。それがまさに民事司法の役割である。

(2) Jアラートなどが出たら原子炉を緊急停止するから安全だ。

原子炉や格納容器がミサイルの直撃を受ければ緊急停止（スクラム）どころの話ではない。また直撃されなくて原子炉の緊急停止（スクラム）ができた場合でも高い崩壊熱・余熱があるので、全電源喪失、LOCAなどにより冷却不能となりメルトダウンするおそれがあることは東京電力福島第一原発事故のとおりであるから緊急停止は安全の理由にならない。停止して長時間経っていただければならないのである。したがって、今の段階で停止して冷温停止の状態にしておかなければならない。

(3) 北朝鮮のミサイル発射は「実験」であるから問題がない（危険は迫っていない）

「演習」、「訓練」から実践に意図的または勢いで発展することが多いことは歴史の教える所である。「実験」であって問題がないというなら、なぜ日、米、韓がこのように危機意識を持つのか。なぜ破壊措置命令が常時発令されているのか。相手方の主張は「楽観的」すぎる。

(4) 事態対処法、国民保護法に定める、武力攻撃事態等の枠組が始動していないからまだ原発を止めるなどの処置をしなくて良い。

自衛隊法82条の3第1項に基づく破壊措置命令は、弾道ミサイルが飛来するおそれがある場合又は現に飛来した場合であっても、その意図や目的が特定

できない場合など、武力攻撃事態であると判断できない場合もあり得ることから、武力攻撃事態が認定されていない場合においても、弾道ミサイルが飛来し、日本に着弾すれば国民の生命と財産に被害が生じる可能性があるという事情さえあれば、防衛大臣が弾道ミサイル等の破壊措置をとるべき旨を命ずることができるというものとされている。

ミサイル(特に北朝鮮からの)は、発射後7～10分で我が国に着弾する(公知の事実)。ミサイル攻撃はそのように超短時間内に対処する必要がある攻撃である。ある程度の時間の余裕をもって対処できる一般的な武力攻撃を前提とした「事態対処法」では対応できないので、自衛隊法82条の3の破壊措置命令制度を創設したのである。だから相手方がいかに「事態対処法」の枠組は始動していないと強調しても無意味なのである。抗告人はまさに「弾道ミサイルが我が国に飛来するおそれがあり、その落下による我が国領域における人命又は財産に対する被害」が発生する危険があるから、そしてその証拠として政府が破壊措置命令を常時発令しているから、本件原発を止めよと主張しているのである。

(5) 新規制基準において、大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して対策を持っており、それを活用するからミサイル攻撃に対処できる

ア 新規制基準ではミサイル着弾の事態を想定していないこと

新規制基準(「重大事故等対処施設」)は、そもそも、ミサイルが原発に着弾する事態を想定していない。現に原子力規制委員会の委員長もそのように答弁している(甲B567・41頁)。

そのため、新規制基準の重大事故等対処施設がミサイル攻撃に対応できるか否かについて、原子力規制委員会はチェック(審査)していない。

また、想定していない事態が起きた場合に、その事態への対応が極めて困難であることは福島第一原発事故によって証明された。例えば、実際の作業

員らを東京新聞社らが取材した「レベル7 福島原発事故、隠された真実」(甲B568号証)によると、事故現場では、「運転員は、…(略)…一般の事故の際に使うマニュアルを取り出して読むが、目の前で起きていることの役には立たない。深刻な事故が起きた時のためのマニュアルも開き、必要な操作の手順を確認する。この非常時のマニュアルも津波によるSBOを想定していない。そもそも、マニュアルは中央制御室で原子炉の状況を把握できることが前提だった。「操作もできず手も足も出ないのに、ここにいる意味があるんですか」若い運転員が不安を訴える。気分が悪くなり、横になる者も出はじめる。」(甲B568・21頁)、「今回の事故現場で、運転員はぶっつけ本番の操作を迫られた。暗闇と高い放射線量に阻まれて何度も失敗を繰り返し、その間に炉心溶融はどんどんと進んだ。苦闘の挙げ句、1号機の当直長らがひどく被曝する。」(甲B568・198頁)のである。

これを本件原発にミサイル攻撃があった場合についてみると、運転員は、マニュアルもなく訓練をしたこともない事態において、高い放射線量の中で被曝を強いられながら作業を行うことになるのであって、当然何度も失敗を繰り返し、爆発的事象の時間内に、または、炉心溶融までのわずか数時間(福島第一原発事故では最速で約5時間)のうちに必要な作業を迅速に行えるとは考えられない。

このように、新規制基準はミサイル攻撃を想定していないという点からも、重大事故等対処設備ではミサイル攻撃に対応できないと考えられる。

イ 可搬型設備では実効的な対応ができないこと

新規制基準は、重大事故等対処設備について可搬型設備による対策を基本としているところ(原子力規制委員会作成の「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」(平成28年8月24日改訂)の154頁「1 重大事故等対策における可搬型設備の扱いについて」に同内容の記載あり。)、

可搬型設備は、人の手を要する点で、実効的にミサイル攻撃に対処することはできない。

この点について、福島第一原発事故では、地震・津波によって敷地内にはがれきが散乱し、可搬型設備である電源車は容易に各号機に近づくことすらできず（甲B568・41頁）、停電した暗闇の中で、津波でできた水たまりや、ふたが欠落したマンホールの穴が作業を阻み、度重なる余震、大津波警報の都度退避を迫られ、作業は中断し、ケーブルで電源車と電源盤を繋ぐのに4時間以上かかった（甲B568・42頁）。また、作業員の心理的負担も深刻であり、巨大津波を目の当たりにした恐怖（甲B568・20頁）、炉心溶融が迫っているというプレッシャー（甲B568・58頁）、高線量の被曝を迫られる恐怖（甲B568・62～63頁）などを抱えながらの作業であった。

これをミサイル攻撃の場合に引き直してみると、民間会社の職員である作業員が、ミサイル攻撃によって破壊された設備のがれきが散乱したり火災が起きたりする中で、これからミサイルが何発撃ち込まれるか分からない状態で、マニュアルもなく、自らの被弾を避ける手立てもなく、生命、身体への大きな恐怖（ミサイル攻撃や高線量被曝などによる。）を感じながら、可搬型設備を稼働させるべき場所まで移動させたり、本体に接続したりなどの作業を迅速に行うことは極めて困難である。

ウ 事故シーケンスの少なさ、共通要因故障に対応していないこと

ミサイル攻撃を受けた場合、複数個所が同時に損壊することが考えられるものの、本件原発における重大事故等対処設備の想定する事故シーケンスは、わずか10例だけである（甲B569・44～45頁）。しかもこれらが重畳する事故は考えられていない。また、新規制基準における重大事故等対処設備は、地震・津波等による単一故障（一つの原因で一つの機器が故障すること）を想定するものであって（電源喪失を除く。）、ミサイル攻撃による共通要因

故障（一つの原因で複数の機器が同時に故障すること）に対応するものでもない。

これらの点からも、重大事故等対処設備によって、ミサイル攻撃に対する実効的な対応ができるとは考えられない。

エ 大型航空機衝突対策ではミサイル攻撃に対応できないこと

電気事業連合会（電力会社各社の連合会）の勝野会長は、新規制基準が航空機衝突対策を要求していることを引き合いに、ミサイル攻撃を受けても放射性物質が大量に放出されない旨を述べた（甲B570）³⁹。

しかし、原子力規制委員会の更田委員長は、相手方の上記主張をはっきりと否定している。すなわち、2017年9月22日の記者会見において、

飛行機とミサイルを一緒にしていいはずがありません。もうお話しするまでもないと思いますけれども、ミサイルは破壊を目的としたものであって、飛行機は決してそういうふうには造られているものではありませんから、飛行機にもつからミサイルにもつというのは、ミサイルにもよりますね。ですから、飛行機に備えていればミサイルにもつかどうかというのは、ミサイルがどのくらいの大きさのものかによるわけで、その程度を私たちは定めているわけではないので、先ほどの驚異のレベルの話と同じですけれども、飛行機に対する備えをしているから、あらゆるミサイルに対して大丈夫だという趣旨だとしたら、それは明らかに技術的に間違っています。

と明言した（甲B571・15～16頁）。電気事業連合会も、「原発にはミサイルに特化した対策はされていない」として、勝野会長の上記理解を明確に否定している（甲B570）。

このように航空機衝突対策は、そもそもミサイル攻撃対策とは技術的に異なる。また、航空機衝突対策は、ミサイル攻撃の一部に対しては運が良けれ

³⁹ 次で視聴できる。http://news.tv-asahi.co.jp/news_economy/articles/000110141.html

ば対応できるのかもしれないが、どのようなミサイルにどの程度対応できるのかも明らかではないし、その点について原子力規制委員会によってチェック（審査）もなされていない。さらに、本件はミサイルの種別を問わずミサイル全般による攻撃を問題とするのに対して、相手方は、一部のミサイルに運が良ければ対応できるかもしれないものとして航空機衝突対策を挙げるだけである。そのような相手方の主張が、本件原発がミサイル攻撃全般に対して安全であることの根拠にはなりようがない。

本件において、相手方が大型航空機衝突対策を活用（流用）してミサイル攻撃対策をすると述べるのであるとすれば、相手方がミサイル攻撃に対して有効な対策を有していないことの自白である。

7. 被害の巨大性と原告人が受ける被害

原発がミサイル攻撃によって重大事故を起こした場合、その被害は場合によっては核兵器（原爆，水爆）によるものより大きい。核兵器による被害は①強烈な熱線によるものと②放射性物質によるものがある。原発事故には①はないが②は核兵器よりもずっと多い。政府の発表によれば東京電力福島第一原発事故によって放出されたセシウム137の量は、広島原爆の168倍に達したという。また、通常原発を1年間運転したことによる放射性物質の蓄積量は広島原爆による量の約1000倍に相当する⁴⁰。通常兵器による攻撃によって原発はかくも大量の放射性物質を放出して住民，国民ひいては国に加害をするのである。原発が「自国にのみ向けられた核兵器」「敵国のために用意した核弾頭」と言われる所以である。

イスラエルは百発以上の核兵器を持つ核大国であり、しかも油田が乏しい資源小国であるが、決して原子力発電所を持たない。敵意を持つ国に囲まれているため、原発がミサイル攻撃やテロを受けたときに「敵国のために用意した核弾頭」

⁴⁰ 甲B572号証「悲惨を極める原子力発電所事故（2011年4月29日）」小出裕章

が破裂して巨大な被害を受け、国が亡びるおそれさえあるからである⁴¹。ミサイルによる威嚇を繰り返す隣国を持つ我が国はイスラエルの「賢明さ」「用心深さ」に学ぶべきである。

なお、前掲の「原子炉施設に対する攻撃の影響に関する一考察」(甲A185号証)によれば、第二のシナリオによる被害は下表のとおりである⁴²。これは、30年以上前の研究なので過小に過ぎると思われるが、少なくともこの程度の被害が発生することは確かである。

具体的な被害予測 (シナリオ 2)	
緊急避難を全くしなかった場合	
急性死亡	最大 1万8000人
急性障害	最大 4万1000人
風下約16キロ圏内の住民が1~5時間以内に避難	
急性死亡	最大 8200人
急性障害	最大 3万3000人
長期的影響	
がん死亡	最大 2万4000人
居住制限地域	最大 87キロ圏内
被害予測の数字を出したのはシナリオ2のみ	

原告人 〇〇は愛媛県西宇和郡伊方町 〇〇に居住しており、伊方原発からの距離はわずか8km足らずである。また、原告人 〇〇は、愛媛県伊予市双海町 〇〇に居住しており、伊方原発からの距離は約40kmである。その他の原告人らは、いずれも松山市に居住しており、居住場所と本件原発との距離

⁴¹ 甲B565

号証 藤岡惇著『軍事攻撃されると原発はどうなるか』3頁「なぜイスラエル…では原発の建設に積極的でないのか」

⁴² 甲B564号証朝日新聞2011年7月31日号

は約60km程度しかない。このような原告人らが、放射性物質の被害を受けることは平成23年（2011年）3月11日当時の原子力委員会委員長近藤駿介作成の「福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描（通称「最悪シナリオ」（平成23年3月25日）」（甲B2号証）により明らかである。同書は福島第一原発事故の最中に、当時の菅直人首相の命により近藤駿介が作成したもので同事故が最悪の事態になれば、170km圏内は強制退去地域、250km圏内（すなわち、首都圏を含む東日本全体）は任意退去地域（住民は退去の権利を持ち、それに対する損害賠償や公的支援が受けられる地域）になるとしている。

これらを踏まえ福井地方裁判所判決（平成26年5月21日）（甲B1号証）は「250キロメートル圏内に居住する者は本件原発の運転によって直接的にその人格権が侵害される具体的な危険があると認められる」（同判決10結論の部分）としている。他の判決、決定でも60km程度の離隔を理由として却下、棄却した例はない（なお、原子炉設置許可処分の無効確認を求める原告適格を原子炉から半径20キロメートルの範囲内の住民に限った名古屋高裁平成元年7月19日判決（判例時報1322号33頁）は、最高裁平成4年9月22日第三小法廷判決（民集46巻6号571頁）によって破棄された。）。

8. 避難の可能性

ミサイル攻撃によって原発が重大事故を引き起こした場合、ミサイル原発事故としての独特の困難な問題が発生し、住民の避難は混乱を極める。すなわち、続くかもしれないミサイル攻撃に対しては、政府の指導に従い堅固な建物内にこもらなければならない。他方、放射能の被曝を避けるためには遠くに逃げなければならない。住民は文字どおり進退が極まり、蒸し焼き状態となる。なお、前述の通り、原告人らの住居は本件原発から遠い者でも60km程度しかないので、本件原発が重大事故を起こしたときには、当然に被曝するおそれがあり、上記と同様避難も困難となる。

9. 結論

以上述べたように、いつミサイルが本件原発に着弾するやもしれず、その場合、原告人らの人格権侵害が生じる具体的危険性が認められる。

政府がミサイルへの破壊措置命令を出しているということは政府が国民の生命や財産が危機に瀕しているということの公式表明である。ならば、地下鉄や新幹線や船を止める前に原発を止めるべきである。被弾したときの被害の大きさは数万倍も大きく、国が減じる危険さえあるのだから⁴³。

地方自治体も国民も原発に対するミサイル攻撃に危機意識を持っており、石川県ではそれに対する訓練を想定している⁴⁴。常識ある人々は皆思っている。「そんなに北朝鮮のミサイルの危険があるなら、なぜ地下鉄を止める前に原発を止めないのだろう。」と⁴⁵。

本準備書面における主張は、このような常識にもとづくものである。

以上

⁴³ 甲B2号証 近藤駿介「福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描（通称「最悪シナリオ」）（平成23年3月25日）

⁴⁴ 甲B573号証産経ニュース2017年6月22日号「町長の一人から『（県内にある）北陸電力志賀原発が狙われたら』と問われ」

⁴⁵ 甲B574号証東京新聞2017年5月3日号「北ミサイルで地下鉄運転ストップしたけど・・・原発なぜ止めない？」